

様

建 物 保 証 書

神奈川県横浜市中区尾上町6丁目89番
尾上町スカイビル301
株式会社 創建建設

物件名 _____

所在地 _____

売買契約書に記すことなく、当保証書をもって業法に定める保証とします。
下記に定める保証内容は大変重要ですので必ず確認をしてください。

1.保証事項	次項以下記載事項で当社の査定により認定された事項
2.保証期間	引渡時から逆算した次項以下記載期間
3.適用除外	(1)次項以下の定める項目で所定の期間を超えたもの。 (2)引渡しにおいてご承認いただいたもの。 (3)天災・自然現象(台風・強風雨・水害・地震・雪害等)により生じたもの。 (4)使用・利用上の不注意、消耗・摩耗等によるもの。 (5)ピアノ等重量物の不適切な設置・使用により生じたもの。 (6)経年変化により生じたもので、機能上支障のないもの。(日焼け・きしみ・そり等) (7)不特定の第三者の行為によるもの。 (8)引渡後、増改築を行った場合や、当社以外の追加工事を行った箇所や、それに付随する箇所に不具合が起こったもの。 (9)第三者に転売した場合における当該第三者からの申し出。 (10)引渡を受けてからの相当の期間未入居で手入れを怠った場合。 (11)その他施工上の原因によらないもの。(例:冷暖房に起因する室内乾燥等によるすき間、そり、きしみ、衛生器具、サッシ等の結露、引っ越しによる損傷等)
4.保証手続	(1)ご連絡に基づき係員が実地調査を行います。 (2)検査の結果、認定された事項については、当社が無償で補完・施工致します。
5.備考	お客様ご自身により過失の場合にはこの保証書とは別の扱いになります。

施工業者

株式会社創建建設

保証事項および保証期間

部位・設備		現象	期間	備考
玄関ドア		作動不良・施錠不能・変形	2	外部に面する部分の変色、退色、作動に影響しない反りは除く
アルミサッシ		作動不良・施錠不能・変形	2	ガラスの破損・キズは除く
網戸		作動不良	2	網の破れ、作動に影響しない反りは除く
外部塗装	金属部	はがれ・錆による破損	1.5	品質に影響しない現象は除く
	木部	はがれによる破損		
内部塗装	金属部	はがれ・錆による破損	1.5	
	木部	はがれによる破損		
内装下地材 (壁・床・天井)		性能・機能に重大な影響を及ぼす下地材の著しい変形・亀裂	2	
内装仕上材 (壁・床・天井)		仕上げ材の著しい亀裂・変形・剥離・きし	2	畳面は、引渡後のものは除く 亀裂および散り切れ1mm以下のものは除く
内部タイル仕上		亀裂	2	目地の微小なひび割れを除く
階段		変形・きしみ	2	
敷居・鴨居		性能・機能に重大な影響を及ぼす著しい割れ・すき・変形	2	
内部扉・襖・障子		変形・作動不良	2	ガラス、襖紙、障子紙の破損は、引渡後のものは除く
建具金物		変形・作動不良	2	
造付家具(押入を含む)		変形・作動不良	2	
電気設備	分電盤・配線 スイッチ・コンセント	変形・作動不良	2	スイッチ付属のパイロットランプ等は除く
	照明器具 インターフォン	変形・作動不良	1	電球、電池等消耗部品は除く 電気温水器を含む他、メーカー保証書による
給排水設備	給水管	水漏れ	2	凍結によるものを除く 腐食とみなされる漏水は除く
	排水管 トラップ	水漏れ・排水不良・異臭	2	異物の詰まりによるものは除く 維持管理が不十分なものを除く
	給水栓	作動不良	2	パッキング等の消耗品は除く
給排気設備	棟換気	変形・作動不良	2	
	換気扇	作動不良	1	メーカー保証書による
	換気口			
	レンジフード			
ガス設備	配管 ガス管	接続不良・作動不良	2	
	ガス風呂釜 湯沸器 レンジ	作動不良	1	電池等消耗部品は除く
冷暖房設備	厨房設備 衛生設備	変形・作動不良	2	凍結によるものを除く 異物の詰まりによるものは除く 維持管理が不十分なものを除く
浴室設備		変形・作動不良	2	メーカー保証書による
配管		水漏れ・排水不良	2	凍結によるものを除く
機器		水漏れ・排水不良・変形・作動不良	1	メーカー保証書による
排水ポンプ・ポンプ槽		排水不良・作動不良	1	メーカー保証書による

保証事項および保証期間

1.長期アフターサービス

部位・設備		現象	期間	備考
構造躯体	基礎	構造強度に影響を及ぼす著しい亀裂・変形	10	材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないものを除く 強度の地震は除く
	床組			
	柱・梁・耐力壁			
	小屋組			
防水	屋根・外壁 ルーフバルコニー	雨漏り	10	凍害・雪害に起因するものを除く 当社以外で屋根葺材の塗装等をしたものを除く 台風・突風などの強風時における一時的な雨水の侵入によるものを除く 落葉除去等、維持管理が不十分なものを除く 防水保証(10年間)の起算日は防水処理施工完了日とする
	屋根又は開口部に設ける戸・枠・その他建具			
防 蟻		シロアリ発生	5	防蟻処理を行った構造躯体部分のみ 白蟻以外の虫は除く 防蟻保証(5年間)の起算日は防蟻処理施工完了日とする 外来種の白蟻は除く

2.その他アフターサービス

部位・設備	現象	期間	備考
屋 根	屋根葺材のずれ・脱落	2	凍結・雪害に起因するものを除く
	漆喰の脱落	1	
軒 天 井	脱落・亀裂	2	亀裂又は散り切れ幅1mm以下のものは除く
雨 ど い	変形	2	凍害・雪害に起因するものを除く
	排水不良		落葉等の詰まりに起因するものは除く
アルミバルコニー 花 台	変形	2	雨・日照による変色、退色など使用に影響しない現象は除く
外部手摺	変形・錆	2	ステンレス等に付着した鉄等による錆は除く
外 壁	仕上材の亀裂・変形・剥離	2	構造上、機能上、影響の無い1mm以下の亀裂及び目地の微小なひび割れ及び白華現象は除く
基 礎	仕上材の亀裂・剥離	2	構造上、機能上、影響の無い1mm以下の亀裂及び白華現象は除く

3.外部付属施設

部位・設備	現象	期間	備考
ポーチ・テラス	仕上材の亀裂・剥離	1	<亀裂>モルタル仕上部3mm以下を除く

アフターサービス基準適用上の留意事項

- 1.本アフターサービス期間の始動(起算日)は本物件の引渡日とする。
- 2.異常気象などの天災地変による変形、破損等については、アフターサービスの対象とならないものとする。
- 3.管理不十分あるいは使用上の不注意、重量物の使用による変形、破損等はアフターサービスの対象とならないものとする。
- 4.使用材質の自然特性あるいは経年変化に伴う現象で機能上支障のないものについては、アフターサービスの対象とはならないものとする。
- 5.作動不良、取付不調の現象については、構造上、機能上、または安全上の支障の程度により判断するものとする。
- 6.増改築により発生した現象については、アフターサービスの対象とはならないものとする
- 7.付属設備等について、メーカーの保証期間がある場合には、メーカーの保証期間によるものとする
- 8.1階床面が全面道路より低い住宅については、排水ポンプ及びポンプ槽を設置している場合があります。排水ポンプは機械の為、メンテナンスが必要になりますので、定期的なメンテナンスをお奨め致しております。排水ポンプのメンテナンス不良による排水ポンプの不動作及び故障による排水の逆流は保証致しかねますのでご了承ください。

買主
住所

氏名

連絡先
